

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年9月6日
【届出者の氏名又は名称】	Houlihan Lokey, Inc.
【届出者の住所又は所在地】	アメリカ合衆国、デラウェア州、ニューキャッスル・カウンティ、ウィルミントン、リトル・フォールス・ドライブ251 (251 Little Falls Drive, Wilmington, New Castle County, Delaware, USA) (同所は登録上の本店所在地であり、実際の事業運営は、アメリカ合衆国カリフォルニア州にある本社で行っています。)
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【代理人の氏名又は名称】	レイサムアンドワトキンス外国法共同事業法律事務所 弁護士 高木 弘明 / 同 佐藤 喬城
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内2-4-1 丸の内ビルディング32階
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内2-4-1 丸の内ビルディング32階
【電話番号】	03-6212-7800
【事務連絡者氏名】	弁護士 高木 弘明 / 同 佐藤 喬城
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、Houlihan Lokey, Inc.をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、G C A株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。
- (注8) 本書中の「株券等」とは、株券等に係る権利をいいます。
- (注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注10) 本書の提出に係る公開買付けは、日本で設立された会社である対象者の普通株式及び新株予約権を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に記載のない限り、本書及び本書の参照書類、並びに対象者の公表事項の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。
- (注11) 本書又は本書の参照書類の記載には、公開買付者及び対象者間の潜在的取引に関する米国1995年民事証券訴訟改革法で定義された「将来に関する記述」が含まれています。本書をお読みになる皆様におかれては、これらの将来に関する記載に依拠しないようご注意ください。これらの記載は将来の事象に関する現在の予測に基づくものです。その前提となる事実が不正確であることが判明し、又は既知若しくは未知のリスクや不確実性が顕在化した場合、実際の結果は公開買付者及び対象者の予想及び計画と大きく異なる可能性があります。かかるリスクや不確実性には、( )本公開買付けを予定通りの期間内に完了させるための条件が満たされるかどうかに関するリスク、( )本公開買付けにおいて買付予定数以上の株券等が応募されず、本公開買付けが想定した期間内に完了せず、又は全く完了しないリスク、( )競合他社からの提案がなされる可能性に関するリスク、( )本公開買付け及び関連する取引から期待される利益が実現しない可能性、当該利

益が期待される期間内に実現しない可能性等、本公開買付け及び関連する取引から期待される利益を実現する能力に関連するリスク、( )公開買付者と対象者の従業員及び事業の統合が期待どおりに実現しないリスク、( )本公開買付け及びそれに関連する取引による混乱により、ビジネス及び業務上の関係を維持することが困難になるリスク、( )多大な取引コスト、( )将来の外国為替及び金利、( )本公開買付け又は関連する取引に関連する訴訟又は規制措置のリスク、( )潜在債務、( )業界、市場、経済、社会、政治、規制に係る状況、感染症の発生や自然災害に関する状況等が事業に与える影響、( )税制その他の法律、規則、税率及び政策の変更、(xiii)将来の企業結合や企業売却並びに(xiv)競合他社の状況が含まれます(ただし、これらに限りません)。公開買付者は、新規の情報又は将来の事象若しくは進展に基づいて将来に関する記述を更新する義務を負うものではありません。

- (注12) 公開買付者及び対象者の各フィナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人(これらの関連会社を含みます。)は、その通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法( Securities Exchange Act of 1934 ) ( その後の改正を含みます。 ) 規則14 e - 5 ( b ) の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは金融商品市場取引を通じた市場価格、若しくは金融商品市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行なったフィナンシャル・アドバイザー若しくは公開買付代理人の英語ウェブサイト(又はその他の公開開示方法)により米国においても開示が行われます。
- (注13) 会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

## 1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年8月4日付で提出した公開買付届出書（2021年8月26日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）及びその添付書類である2021年8月4日付公開買付開始公告（2021年8月26日付で公告した公開買付開始公告の訂正の公告により訂正された事項を含みます。）につきまして、2021年9月3日（現地時間）に米国金融業規制機構（FINRA）から承認を取得したことに伴い、その記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

米国1934年証券取引所法及び金融業規制機構（FINRA）規則

(3) 許可等の日付及び番号

米国1934年証券取引所法及び金融業規制機構（FINRA）規則

11 その他買付け等の条件及び方法

(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

公開買付届出書の添付書類

2021年8月4日付公開買付開始公告（2021年8月26日付で公告した公開買付開始公告の訂正の公告により訂正された事項を含みます。）

## 3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

## 公開買付届出書

### 第1【公開買付要項】

#### 6【株券等の取得に関する許可等】

##### (2)【根拠法令】

米国1934年証券取引所法及び金融業規制機構(FINRA)規則

##### (訂正前)

米国1934年証券取引所法15条は、米国において金融商品取引業を行う者(以下「ブローカー・ディーラー」といいます。)は、米国証券取引委員会にブローカー・ディーラーとして登録し、自主規制機関の会員とならなければならないと規定しており、この規定に基づき、対象者の米国子会社であるGCA Advisors, LLC.は、SECにブローカー・ディーラーとして登録するとともに、米国金融業規制機構(以下「FINRA」といいます。)の会員となっております。

FINRA規則により、ブローカー・ディーラーの直接又は間接の所有者又は支配者の異動がある場合には、当該ブローカー・ディーラーは、継続会員申請書の提出によりFINRAに当該異動に対する承認を求めなければならないこととされております。同規則によれば、ブローカー・ディーラーは、申請書が提出されてから30日(暦日)後に、申請に対するFINRAの正式な承認を受ける前に当該異動を生じさせることが認められておりますが、その場合、FINRAは当該異動を取り消す権利を留保するものとされております。

公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに、FINRAからの承認が取得できない場合は、公開買付期間の延長及び決済の開始日の延期が生じる可能性があります。また、かかる状況が発生した場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回を行うことがあります。FINRAからの承認が得られた場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、本書に係る訂正届出書を関東財務局長に提出いたします。

##### (訂正後)

米国1934年証券取引所法15条は、米国において金融商品取引業を行う者(以下「ブローカー・ディーラー」といいます。)は、米国証券取引委員会にブローカー・ディーラーとして登録し、自主規制機関の会員とならなければならないと規定しており、この規定に基づき、対象者の米国子会社であるGCA Advisors, LLC.は、SECにブローカー・ディーラーとして登録するとともに、米国金融業規制機構(以下「FINRA」といいます。)の会員となっております。

FINRA規則により、ブローカー・ディーラーの直接又は間接の所有者又は支配者の異動がある場合には、当該ブローカー・ディーラーは、継続会員申請書の提出によりFINRAに当該異動に対する承認を求めなければならないこととされております。同規則によれば、ブローカー・ディーラーは、申請書が提出されてから30日(暦日)後に、申請に対するFINRAの正式な承認を受ける前に当該異動を生じさせることが認められておりますが、その場合、FINRAは当該異動を取り消す権利を留保するものとされております。

GCA Advisors, LLC.は、2021年8月4日(現地時間)にFINRAに対して申請書を提出し、2021年9月3日(現地時間)、FINRAから承認を受けております。

##### (3)【許可等の日付及び番号】

米国1934年証券取引所法及び金融業規制機構(FINRA)規則

##### (訂正前)

該当事項はありません。

##### (訂正後)

許可等の日付 2021年9月3日(現地時間)

許可等の番号 20210720406

## 1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

### ( 2 ) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

#### ( 訂正前 )

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

< 中略 >

また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、上記「6 株券等の取得に関する許可等」に記載のFINRAからの承認が取得できない場合には、上記令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

< 後略 >

#### ( 訂正後 )

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

< 中略 >

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

< 後略 >

## 公開買付届出書の添付書類

2021年8月4日付公開買付開始公告（2021年8月26日付で公告した公開買付開始公告の訂正の公告により訂正された事項を含みます。）

### 2. 公開買付けの内容

#### (11) その他買付け等の条件及び方法

公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

#### (訂正前)

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至又及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

< 中略 >

また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、米国金融業規制機構（FINRA）からの承認が取得できない場合には、上記令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

< 後略 >

#### (訂正後)

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至又及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

< 中略 >

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

< 後略 >